

## 政省令等改正（平成28年11月）の概要

平成28年11月  
経済産業省貿易管理部  
安全保障貿易管理課

### I. 改正趣旨

大量破壊兵器の拡散防止及び通常兵器の過剰な蓄積の防止等の観点から、安全保障に係る輸出管理については、我が国を含めた主要国が参加する国際輸出管理レジーム会合【参考1】において輸出規制等をすべき対象が合意されている。

我が国においては、合意内容を担保するため、技術については、これを外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）第25条の下に定められる政令（外国為替令。以下「外為令」という。）に、貨物については、これを外為法第48条の下に定められる政令（輸出貿易管理令。以下「輸出令」という。）に規定することで、輸出規制等の対象としている。【参考2】

各国際輸出管理レジームにおける昨年の合意等を受けて、輸出令・関連省令・関連告示・関連通達の改正を行うことにより、規制の対象となる技術及び貨物を追加・削除等し、併せて、その他所要の改正を行う。

なお、本改正の施行日は、①平成28年11月7日（輸出令別表第3の2関係の改正部分）、②平成28年11月18日（申告値通達）、③平成29年1月7日（①、②、④以外の部分）、④平成29年6月1日（工作機械関係の改正部分（申告値通達を除く。））としている。

#### 【参考1】国際輸出管理レジームの概要

NSG	「Nuclear Suppliers Group」の略。1974年におけるインドの核実験成功を背景に、核兵器の製造等に使用される可能性のある製造設備等の輸出規制を行うことを目的として発足。参加国数は48か国。
AG	「Australia Group」の略。イラン・イラク戦争における化学兵器使用を背景に1985年に発足。化学・生物兵器の原材料及び製造設備等の輸出規制を行うことが目的。参加国数は41か国。
MTCR	「Missile Technology Control Regime」の略。1980年代初頭におけるミサイル開発の活発化を背景に大量破壊兵器の運搬に寄与し得るミサイル、その部分品及び製造設備等の輸出規制を行うことを目的として1987年に発足。参加国数は35か国。
WA	「The Wassenaar Arrangement」の略。地域の安定を損なうおそれのある通常兵器（核・生物・化学兵器及びその運搬手段であるミサイル以外の兵器）の過剰な蓄積を防止する観点から輸出管理を行うことを目的として1996年に発足。参加国数は41か国。

## 【参考2】関係法令及び略称

### 【法律】

- 外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）：**外為法**

### 【政令】

- 輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）：**輸出令**

### 【省令】

- 輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成3年通商産業省令第49号）：**貨物等省令**
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号）：**貿易外省令**
- 輸出貨物が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成20年経済産業省令第57号）：**通常兵器開発等省令**

### 【告示】

- 輸出貿易管理令第四条第一項第二号のホ及びヘの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める無償で輸出すべきものとして無償で輸入した貨物及び無償で輸入すべきものとして無償で輸出する貨物（平成12年通商産業省告示第746号）：**無償告示**
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第七号ハの規定に基づく経済産業大臣が告示で定める提供しようとする技術が輸出貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（同令第四条第一項第一号イにおいて定める核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために利用されるおそれがある場合（平成20年経済産業省告示第187号）：**通常兵器開発等告示**
- 貿易関係貿易外取引等に関する省令第九条第二項第十二号、第十三号及び第十四号の規定に基づく経済産業大臣が告示で定める使用に係る技術、プログラム及び貨物（平成21年経済産業省告示第307号）：**使用技術告示**

### 【通達】

- 輸出貿易管理令の運用について：**運用通達**
- 外国為替及び外国貿易法第二十五条第一項及び外国為替令第十七条第二項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

- 輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について : **役務通達**  
: **提出書類通達**
- 包括許可取扱要領 : **包括許可要領**
- 大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について : **キャッチオール規制通達**
- 工作機械の位置決め精度等の申告値について : **申告値通達**

## II 改正内容

### 武器関連（1項関係）

#### ■ 火薬類の除外規定の追加【規制緩和】

産業界からの要望を踏まえ、懸念用途に用いられるおそれが高いものについて、除外規定の追加を行う。

- 運用通達の1の項【通達】

### 原子力関連（2項関係）

#### ■ 遠心力式釣合い試験機に係る規定の改正【規制内容の明確化】

NSGにおいて、遠心力式釣合い試験機に係る規程内容が変更されたため、これらに係る所要の改正を行う。

- 貨物等省令第1条第34号【省令】

### 化学・生物兵器関連（3項、3の2項関係）

#### ■ ジエチルアミンに係る規定の追加【規制強化】

AGにおいて、ジエチルアミンについて、新たに規制対象として追加されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条第1項第1号【省令】
- キャッチオール規制通達【通達】

#### ■ 弁の部分品に係る規定の精緻化

弁の部分品について、AGの合意内容の一部が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第2条第2項第7号【省令】

#### ■ ウイルスに係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、「ウイルス」の名称の明確化等が行われたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第1号【省令】
- 運用通達の3の2の項【通達】

#### ■ 細菌に係る規定の改正【規制緩和】

「細菌」として、ある特定のものが規制対象となっているが、一部の細菌について規制対象範囲を限定する等の所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第1項第2号【省令】
- 運用通達の3の2の項【通達】

■ 物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、物理的封じ込めに用いられる装置に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第2項第1号【省令】
- 運用通達の3の2の項【通達】

■ 凍結乾燥機に係る規定の改正【規制強化】

AGにおいて、凍結乾燥機に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第2項第5号【省令】

■ 粒子状物質の吸入の試験用の装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】

AGにおいて、粒子状物質の吸入の試験用の装置に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第2条の2第2項第7号【省令】
- 運用通達の3の2の項【通達】

ミサイル関連（4項関係）

■ ロケットの製造用等の試験装置に係る規定の精緻化

試験装置の規制対象範囲を規定している部分の一部が正確に規定されていなかったため、規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第3条第1号、第1号の2、第2号から第4号まで【省令】
- 貨物等省令第16条第1項第1号、第3号から第5号まで【省令】

■ ロケット等に使用することができる貨物の使用プログラムに係る規定の改正【規制緩和】

MTCRにおいて、ロケット等に使用することができる貨物の使用プログラムについて、「使用」の範囲が「操作、保守又は点検」に限定されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第16条第1項第1号、第1号の2【省令】

- 多段ロケットの切離し装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
MTCRにおいて、多段ロケットの切離し装置等の規定内容が明確化されたため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の4の項【通達】
  
- ロケットの推進装置に係る規定の改正【規制強化】  
MTCRにおいて、ロケットの推進装置の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第3条第2号【省令】
  
- 複合材料等の製造装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
MTCRにおいて、複合材料等の製造装置の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第3条第11号【省令】
  - 運用通達の4の項【通達】
  
- 飛行制御装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
MTCRにおいて、飛行制御装置の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 運用通達の4の項【通達】

先端材料関連（5項関係）

- ビニリデンフルオリドの圧電重合体等の削除【規制緩和】  
WAにおいて、ビニリデンフルオリドの圧電重合体及び圧電共重合体が規制対象から削除されたため、関連規定の削除等を行う。
  - 輸出令別表第1の5の項（2）【政令】
  - 貨物等省令第4条第1号【省令】
  - 貨物等省令第17条第1項第3号【省令】
  - 包括許可要領の5の項【通達】
  
- 合金等に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、合金又はその粉末の規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第4条第7号【省令】

■ 作動油として使用することができる液体の削除【規制緩和】

WAにおいて、作動油として使用することができる液体が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。

- 輸出令別表第1の5の項(9)【政令】
- 貨物等省令第4条第11号【省令】
- 運用通達の5の項【通達】
- 包括許可要領の5の項【通達】

■ ビニリデンフルオリドの共重合体の削除【規制緩和】

WAにおいて、ビニリデンフルオリドの共重合体が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。

- 輸出令別表第1の5の項(17)【政令】
- 貨物等省令第4条第14号【省令】

■ ビスマレイミド等の解釈に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、ビスマレイミド等の除外物質が追加されたため、解釈の追加を行う。

- 運用通達の5の項【通達】

材料加工関連（6項関係）

■ 工作機械に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、工作機械の測定方法が直線軸の位置決め精度（PA）から一方向位置決め繰返し性（UPR）に変更されたため、関連規定について所要の改正を行う。

- 貨物等省令第5条第2号【省令】
- 貨物等省令第18条第1項第1号【省令】
- 運用通達の6の項【通達】
- 役務通達の6の項【通達】
- 申告値通達【通達】

■ 光学仕上げ工作機械に係る規定の精緻化

光学仕上げ工作機械について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第5条第4号【省令】

■ 測定装置に係る規定の改正【規制内容の変更】

測定装置の規制対象範囲はNSGの規制対象範囲と同様であったため、6項では当該装置の部分品のみを規制対象としてきたが、WAにおいて、測定装置の規制対象範囲に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第5条第8号【省令】

エレクトロニクス関連（7項関係）

■ 集積回路に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、集積回路に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第1号【省令】

■ マイクロ波用機器等の部分品に係る規定の精緻化

マイクロ波用機器等の部分品について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第6条第2号【省令】

■ 周波数切換えの所要時間の解釈に係る規定の改正

WAにおいて、周波数切換えの所要時間の解釈に係る規定が変更されたため、所要の改正を行う。

- 運用通達の7の項【通達】

■ セルに係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、セルに係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第5号【省令】

■ 波形記憶装置に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、波形記憶装置の規定内容が当該装置を含むアナログデジタル変換器（アナログデジタル変換機能を有する装置等）に規制対象範囲が変更（拡大）されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の7の項（10）【政令】
- 貨物等省令第6条第10号【省令】
- 運用通達の7の項【通達】



■ 磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、磁気ディスク記録技術を用いたデジタル方式の計測用記録装置の規定内容が当該装置を含むデジタル方式の記録装置に規制対象範囲が変更（拡大）されたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第1の7の項（11）【政令】
- 貨物等省令第6条第11号【省令】
- 運用通達の7の項【通達】

■ 信号発生器に係る規定の精緻化

信号発生器について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。

- 貨物等省令第6条第13号【省令】

■ 半導体製造装置に係る規定の改正【規制緩和・明確化】

WAにおいて、異方性プラズマドライエッチング装置が規制対象から削除等されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第6条第17号【省令】
- 貨物等省令第19条第2項【省令】
- 運用通達の7の項【通達】
- 包括許可要領の7の項【通達】

■ マイクロプロセッサ等の製造技術等に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、マイクロプロセッサ等の製造技術等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第19条第3項第3号【省令】
- 役務通達の7の項【通達】

コンピュータ関連（8項関係）

■ 電子計算機に係る規定の改正【規制緩和】

WAにおいて、電子計算機に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第7条第3号【省令】
- 貨物等省令第20条第2項【省令】
- 運用通達の8の項【通達】

- 提出書類通達の別表 2 の付表【通達】
- 包括許可要領の 8 の項【通達】

#### 通信関連（9 項関係）

- フェーズドアレーアンテナに係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、フェーズドアレーアンテナに係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第 8 条第 5 号【省令】
- 伝送通信装置等の設計装置等に係る規定の改正【規制緩和】  
WAにおいて、伝送通信装置等の設計装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第 8 条第 8 号の 2【省令】
  - 貨物等省令第 21 条第 2 項第 3 号の 2【省令】
  - 運用通達の 9 の項【通達】
- 暗号装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、暗号装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。なお、WA原文においては、適用除外規定の適用関係や規定箇所が変更される等が行われているが、現行の規定ぶりを大幅に変更せずに改正を行う。
  - 貨物等省令第 8 条第 9 号、第 9 号の 2【省令】
  - 運用通達の 9 の項【通達】
- 秘密保護機能を有する情報通信システム等の削除【規制緩和】  
WAにおいて、秘密保護機能を有する情報通信システム等が規制対象から削除されたため、関連規定の削除を行う。
  - 輸出令別表第 1 の 9 の項（9）、（11）【政令】
  - 貨物等省令第 8 条第 11 号、第 13 号【省令】
  - 貨物等省令第 21 条第 1 項【省令】
  - 無償告示第 1 号 6、第 2 号 5【告示】
  - 運用通達の 9 の項【通達】
  - 役務通達の 9 の項【通達】

#### センサー・レーザー関連（10 項関係）

- 音波を利用した水中探知装置等に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
 WAにおいて、音波を利用した水中探知装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

  - 貨物等省令第9条第1号【省令】
  
- フォーカルプレーンアレーに係る規定の改正【規制内容の明確化】  
 WAにおいて、フォーカルプレーンアレーに係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う（規制対象から除外される内容を省令と通達の一部に規定しているが、除外の内容を明確化するため、省令上の除外規定を削除し、今般追加されたものも含め、通達上に規定されている部分に統一して規定）。

  - 貨物等省令第9条第3号【省令】
  - 運用通達の10の項【通達】
  
- カメラ等に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
 WAにおいて、カメラ等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う（輸出令別表第1の12の項（4）の改正に伴うハネ改正等）。

  - 輸出令別表第1の10の項（4）【政令】
  - 貨物等省令第9条第8号【省令】
  - 運用通達の10の項【通達】
  
- 光学器械等に係る規定の改正【規制緩和】  
 WAにおいて、光学器械等に係る規定内容が変更（除外規定の追加）されたため、所要の改正を行う。

  - 貨物等省令第9条第9号【省令】
  - 運用通達の10の項【通達】
  
- レーザー発振器等に係る規定の改正【規制緩和】  
 WAにおいて、レーザー発振器等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

  - 貨物等省令第9条第10号【省令】
  
- 光学測定装置に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
 WAにおいて、光学測定装置に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

  - 貨物等省令第9条第14号【省令】

- シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削技術に係る規定の精緻化  
シングルポイントダイヤモンド工具を用いた旋削技術について、WAの合意内容が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。
  - 貨物等省令第22条第3項第2号【省令】
  - 役務通達の10の項【通達】

#### 航法関連（11項関係）

- 慣性航法装置等に係る規定の精緻化  
慣性航法装置等について、WAの合意内容の一部が正確に反映されていない部分があったため、規定内容の精緻化を行う。
  - 貨物等省令第10条第3号【省令】
  - 運用通達の11の項【通達】

#### 海洋関連（12項関係）

- 潜水艇の部分品等に係る規定の改正【規制内容の明確化】  
WAにおいて、潜水艇の部分品等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。
  - 貨物等省令第11条第4号【省令】
  - 運用通達の12の項【通達】
- 水中用のカメラの削除【規制緩和】  
WAにおいて、水中用のカメラが規制対象から削除されたため、関連規定の削除等を行う。
  - 輸出令別表第1の12の項（4）【政令】
  - 貨物等省令第11条第5号【省令】
  - 運用通達の12の項【通達】

#### 推進装置関連（13項関係）

- 宇宙空間用の飛しょう体等に係る規定の精緻化  
宇宙空間用の飛しょう体等に係る規定内容の一部が正確に反映されていなかったため、規定内容の精緻化を行う。
  - 貨物等省令第12条第4号【省令】

■ 無人航空機等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、無人航空機等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第10号の2【省令】
- 運用通達の13の項【通達】

■ ガスタービンエンジンのブレード等の製造装置等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、ガスタービンエンジンのブレード等の製造装置等に係る規定内容が変更されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第12条第11号【省令】

その他（14項関係）

■ 火薬等の主成分となる物質等に係る規定の改正【規制強化】

WAにおいて、火薬等の主成分となる物質が追加等されたため、所要の改正を行う。

- 貨物等省令第13条第2項第1号、第2号【省令】
- 運用通達の14の項【通達】

その他の事項

■ リベリアの国連武器禁輸国の解除に伴う改正

国連の安全保障理事会において、リベリアを国連武器禁輸国から解除する旨の決議がなされたため、所要の改正を行う。

- 輸出令別表第3の2【政令】
- 運用通達【通達】
- 提出書類通達【通達】
- 包括許可要領【通達】

■ 貿易外省令の改正

MTCRの合意に基づき、プログラムの取引のうち、貨物の輸出等に付随する必要最小限のものについて許可を不要とする改正を行う。

■ 通常兵器開発等省令・告示の改正

防衛省設置法の改正に伴い、所要の改正を行う。

■ 使用技術告示の改正

昨年の貨物等省令の改正に伴う項ずれを反映させるとともに、「貨物」の条項を引用している規定（第8条第9号から第13号までのいずれかに該当するもの）について、所要の改正を行う。

■ キャッチオール規制通達の改正

貨物名称等の精緻化を行う。

※その他、技術的・修辭的な観点から所要の改正を行う。